

建築関係手数料における静岡県手数料徴収条例施行規則第4条第1項第1号の手数料の減免の取扱い

平成16年11月4日  
平成22年9月17日  
平成29年10月2日  
令和元年9月10日 改正

- 1 対象手数料  
別表による
- 2 減免の額  
手数料の全部
- 3 災害等特別の理由  
火災、震災、津波、洪水、風水害等により被害を受けた建築物に係る建築、大規模な修繕、大規模な模様替
- 4 手数料減免申請における証明書の添付  
手数料の減免を受けようとするものは、当該地方公共団体の長の発行する証明書を添付すること

別表) 減免対象手数料一覧(「静岡県手数料徴収条例別表」より)

条例別表の項	事務の種類	手数料の名称
380	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく審査	建築物に関する確認申請等手数料
381	建築基準法第7条第1項又は第18条第17項の規定に基づく検査	建築物に関する完了検査申請等手数料
382	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第20項の規定に基づく検査	建築物に関する中間検査申請等手数料
383の3	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料
384	建築基準法第43条第2項第2号ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
408	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料
413の6	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途の変更に係る許可申請手数料
414	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく審査	建築設備に関する確認申請等手数料
415	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第17項の規定に基づく検査	建築設備に関する完了検査申請等手数料
416	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項又は第18条第20項の規定に基づく検査	建築設備に関する中間検査申請等手数料

417	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第3項の規定に基づく審査	工作物に関する確認申請等手数料
418	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第17項の規定に基づく検査	工作物に関する完了検査申請等手数料
419	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項又は第18条第20項の規定に基づく検査	工作物に関する中間検査申請等手数料
424 の8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
424 の9	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく判定又は同法第13条第3項の規定に基づく判定	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
424 の13	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の書面の交付	軽微変更該当証明書交付手数料
428 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
428 の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料